

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	寿スピリッツ株式会社
【英訳名】	Kotobuki Spirits Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河越 誠剛
【本店の所在の場所】	鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地
【電話番号】	0859(22)7477(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役グループ経営管理本部長 松本 真司
【最寄りの連絡場所】	鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地
【電話番号】	0859(22)7477(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役グループ経営管理本部長 松本 真司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第74期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金35円

総額 5,405,156,260円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

機動的な資本政策および配当政策を実行するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第29条（剰余金の配当等の決定機関）及び第30条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）、第30条（期末配当金および基準日）及び第31条（中間配当金および基準日）を削除するものであります。

なお、会社法第460条第1項（株主の権利の制限）に基づく定款の定めは設けないことから、今後の剰余金の配当等を株主総会決議によって行うことを排除するものではありません。

また、現行定款附則について、監査等委員会設置会社に移行後10年経過したため、この附則による責任免除等の必要性が失われたことから、これを削除するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、河越誠剛、松本真司、城内正行、阪本良一、岩田松雄、好本恵の6名を選任いたします。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、永東淳、田中康裕、上田啓子の3名を選任いたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	1,325,929	2,094	-	99.09	可決
第2号議案	1,234,333	93,678	4	92.24	可決
第3号議案					
河越 誠剛	1,295,040	32,961	18	96.78	可決
松本 真司	1,305,445	22,556	18	97.55	可決
城内 正行	1,305,699	22,304	18	97.57	可決
阪本 良一	1,305,651	22,352	18	97.57	可決
岩田 松雄	1,295,079	32,924	18	96.78	可決
好本 恵	1,314,939	13,065	18	98.26	可決
第4号議案					
永東 淳	1,296,413	31,604	3	96.88	可決
田中 康裕	1,314,542	13,475	3	98.23	可決
上田 啓子	1,323,010	5,009	3	98.87	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成比率の算定にあたっては、事前行使分の議決権数と当日出席株主全員の議決権数を合算した数字を分母としております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上